

手数料表 (例示)

提出時には【(例示)】  
を抹消すること

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき **710**円（消費税相当分を含む）

ただし、同一の求職者に係る申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 届出制手

求職者から求職者受付手数料を徴収する場合（上記6職種に限られる）には、手数料表に徴収する旨の記載が必要です。取扱職種を限定している場合は、限定している職種のみ記載。

（免税事業者は上限660円、課税事業者は上限710円）

※届け出た取扱職種との整合性に注意してください。

求人受理時の	手数料負担者は 求人者 とします。	*** 円
(※1)		
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	**** 円 (%)
(※2)	活動1日あたり	**** 円 (%)
	(または、活動1時間あたり	**** 円 (%)
	成功報酬	
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)	
	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金・労働条件通知書等に記載されている額) の	**** (または **** 円)
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)	
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の	**** (または **** 円)
	手数料負担者は 求人者 とします。	

手数料については、「\* \* %」又は「\* \* \* \* \* 円」のみの記載でも可

不要な箇所は二重線で抹消又は削除

上記手数料には、消費税 (※3) が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

新規許可申請時は記載不要

事業所の名称及び所在地

職業紹介事業所の所在地については、ビル名・階数まで記載

**※1：求人受理時の事務費用**

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

**※2：特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索**

(1) 「着手金」

「着手金」は、特定の条件に該当する求職者の開拓やそのための調査・探索を行うことに対して一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）記入しておく必要があります。

(2) 「活動一日あたり」

「活動一日あたり」は、いわゆる「タイムチャージ／その調査探索に従事した人材コンサルタントの時間（所要日）数で手数料を請求する体系」の際に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。なお、紛争等を避けるため「活動一日あたり」「活動一人あたり」「活動一時間あたり」と明確な内容の記載をお勧めします。

(3) 「成功報酬」

「成功報酬」は、雇用期間の定めのない労働契約や1年を超える有期労働契約をあっせんする場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇%（または〇〇円）」と記載することができます。

また、このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法や上記と併記する方法もありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

**※3：消費税課税事業者は、消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。**